

令和6年度第2回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会

日時 令和7年3月26日（水）13：30～14：30

場所 新町キューブ 3階会議室

（司会）

ただ今から、令和6年度第2回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます、高齢福祉保険課課長代理の築田と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、高齢保険福祉課長の舘田から御挨拶を申し上げます。

（舘田課長）

高齢福祉保険課長の舘田でございます。

協議会の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、年度末で御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の保健・医療・福祉行政の推進にあたりまして、御理解と御協力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

本日は、令和7年度の医療介護総合確保促進法に基づく介護分の県計画案、いわゆる医介基金の計画について御協議をいただくこととしてございます。

この計画に掲げる事業につきましては、昨年3月に策定いたしました「あおもり高齢者すこやか自立プラン2024」を具体化していくものとなります。

本日の協議会の議論を踏まえまして、より充実した事業運営を図りたいと考えておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

議事に先立ちまして、皆様への御報告です。

県言語聴覚士の濱中委員におかれましては、前委員の退任に伴いまして、「あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会設置要綱」第3の規定により、団体から御推薦いただきまして、知事による委員の委嘱が行われております。濱中委員、よろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠の状況についてです。

県老人クラブ連合会の齋藤委員、認知症のひと家族の会青森県支部の石戸委員、県歯科医師会の村上委員、県市長会の舘山委員、県町村会の原田委員におかれましては、所用により

本日、欠席されております。

それでは、ここからの進行は、設置要綱第4の第2項の規定に基づき、下田会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

(下田会長)

それでは早速ですが、議事を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議題の1でございますが、令和7年度地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る県の計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

高齢福祉保険課の福嶋と申します。

私の方から、令和7年度地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る県計画案について御説明させていただきます。

ではまず、資料1-1を御覧ください。

県では、医療介護総合確保推進法に基づき地域医療介護総合確保基金を設置し、介護分については、平成27年度から毎年度この基金事業計画を策定しまして、医療と介護の総合的な確保を図るための事業を推進しているところです。

一番上、1の概要の左側にあります基金対象事業のところですが、下線が引いてある部分、ウの介護施設等の整備に関する事業とオの介護従事者の確保に関する事業の計画策定にあたり、本日、関係団体の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

まず、令和7年度計画の概要について御説明いたします。

先に資料1-2を御覧ください。

令和7年度の県計画事業をまとめたものです。

左側にありますとおり、本県の課題としては、急激な高齢化、施設整備の必要性、介護人材の不足が挙げられまして、限られた資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、医療介護サービスの提供体制の改革が急務とされています。

中段の上側の赤いところ、介護施設等の整備につきましては、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を促進するため、地域密着型サービス施設等の整備、介護施設の開設準備の支援、介護施設等における感染防止対策を行うこととし5事業、合わせて約22億2千万円余りを計画しております。

その下の方、介護従事者の確保に関する事業です。

分野としましては、参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上、そして最後、基盤整備の4つの取組の視点から介護人材の確保を行うものです。

具体的には、参入促進のための事業、オレンジ色のところですが、これが10件、その下の緑色のところ、労働環境・処遇改善のための事業が8件、右にいただい

て青のところ、資質の向上のための事業が19件、一番最後の紫のところ、基盤整備のための事業が2件ということで、合わせて約3億円余りの事業を計画しております。

一旦、資料1-1の方にお戻りください。

資料1-1の1枚めくっていただきまして、2ページです。

一番上の(1)で、基本的な考え方についてお示ししております。

(1)の①の介護施設等の整備に関する事業については、2025年における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村の第9期介護保険事業計画で必要とされた介護施設の整備等を県計画に位置づけるというものです。

その下の②、介護従事者の確保に関する事業については、総合相談窓口の開設や介護ロボット・ICT等の介護テクノロジーの導入支援、ノーリフティングケアの推進により、介護現場の生産性向上を促進することとし、関連する取組を県計画に位置づけるとともに、人材確保に資すると考えられる事業を広く県計画に位置づけるということになります。

更に中段の(2)、計画の策定手順になります。

(2)の①、事業提案の募集につきましては、昨年9月に市町村、関係機関、団体等から事業提案を募集しまして、御提案いただいた事業について、先ほど御説明しました(1)の基本的な考え方に基づき、取り組む必要があると認められた事業について計画へ反映させるところです。

事業提案の反映状況につきましては、後ほど資料1-4で御説明いたします。

(2)の②、「あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会」ということで、この協議会のことになりますが、皆様から御意見をいただいたうえで、その下の③にあります国との協議という手順で進めて参ります。

計画につきましては、達成状況の事後評価を行うこととされておまして、3ページ目の3の部分です。

令和7年度計画においても、アウトカム指標、アウトプット指標の記載を求められているところです。

続きまして、4番の今後のスケジュールです。5月から国との協議が始まりまして、その後、国からの内示、県計画案の提出、また国あての交付申請、交付決定という流れになります。

今後、国から示される基金の配分額によりまして、各事業に係る事業費等を変更することもあり得るということを申し添えさせていただきます。

次の資料の方を御説明させていただきます。資料1-3を御覧ください。

資料1-3は、介護分の事業の一覧になっております。この中から主な事業について抜粋して御説明させていただきます。

まず、資料1-3、1ページの上段の方、施設整備に係る事業です。

一番上、No.1ですけれども、地域密着型サービス等提供施設整備事業費補助では、グループホームなどの改築に係る費用を補助しております。

続いてその下、2番、施設開設準備経費等支援事業費補助では、特別養護老人ホームですとかグループホームを新たに開設する場合や改築後に事業を再開するのに必要な経費等を補助しております。

なお、この開設準備経費の中では、施設の大規模修繕に合わせて、介護ロボットやICTを導入するのに係る費用も補助対象としておりまして、令和7年度においてはこれらの補助希望が非常に多かったということで、令和7年度事業費が前年度比で倍増しています。

続きましてその下、3番です。

介護施設等における感染拡大防止対策事業です。新型コロナ等に対応するために簡易陰圧装置の設置ですとか、施設内のゾーニング、また家族面会室の整備に係る費用を補助しておりますが、新型コロナの発生から数年が経過して、施設側の体制整備がある程度進んでいることで、補助規模が減少しております。

また、国の補助率が引き下げられているということもありまして、令和7年度の事業費につきましては、前年度比で大幅な減になっております。

続きまして、1ページ目の中段より下の方、介護従事者の確保に係る事業です。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。

上から4つ目、9番の事業ですが、外国人介護人材研修支援事業ということで、令和7年度の新規事業になります。

外国人介護福祉士候補者が円滑に就労、研修などを行うことができるよう、候補者を受け入れた施設に対して必要な経費を補助するというものです。

その下の方に進んでいただきまして、中段に13番の事業があります。

介護生産性向上推進事業になりまして、介護現場革新会議の開催ですとか介護事業所の生産性向上支援等を行う介護生産性向上総合相談センターの運営を行うための事業となっております。

今の13番のすぐ下、斜線が引かれていますが、介護テクノロジー導入支援費です。この事業については、これまでは、今回御説明しております医療介護総合確保基金というものを活用して実施していましたが、令和7年度からは、別の交付金を活用して事業を継続することとしております。

そのため、基金の活用事業の一覧には今年度の事業費を記載していないのですが、令和7年度においては、国庫補助金を活用しまして、前年度比でほぼ倍増となる4億9千万円余りを計上して拡充して取り組んでいくこととしております。

続いて、資料を2枚めくっていただきまして、4ページ目、最後のページです。

最後の事業、37番ですが、医療福祉分野の人材育成・県内定着促進事業です。こちらも、令和7年度の新規事業です。

事業の内容としましては、医療福祉分野の養成施設、事業者団体、職能団体等が連携するための協議会を設置いたします。

また、学生との座談会を開催し、新卒者の医療福祉分野の就職を促進するための情報収集

等を行うというような事業になっております。

先ほどの資料 1 - 1 の御説明の際に、医療介護総合確保基金では、医療分と介護分と 2 つある旨の御説明をしましたが、本事業については、医療・福祉、どちらも学生さんなどの新規参入にも取り組んでいくということで、医療分、介護分の両方を活用してこの事業を行うこととしております。

続きまして、資料 1 - 4 を御覧ください。

資料 1 - 4 が、ただ今御説明した計画の策定にあたり提案いただいた事業の採択状況です。

今回の令和 7 年度計画の策定にあたりましては、13 の団体等から合計 28 件の事業提案をいただきました。誠にありがとうございました。

このうち、採択、一部採択及び条件付き採択とさせていただいたものが 19 件、不採択とされたものが 9 件です。

不採択とさせていただいた理由としましては、例えば、事業効果が限定的と考えられることとすとか、取組の内容が既存の事業と重複しているということで、残念ながら不採択とさせていただいたものが挙げられます。

採択条件については、今回の協議会で皆さんに御覧いただいた後、後日、御提案をいただいた団体宛てに個別にお返しすることとしております。

私からの説明は以上です。

(下田会長)

どうもありがとうございました。

ただ今の資料 1 - 1 から 1 - 4 までについての説明でございましたけれども、委員の先生方、御質問あるいは御意見があったらお願いします。

(田中委員)

精神保健福祉協会の田中です。

今の資料 1 - 4 の 2 ページ目の「資質の向上」の部分、12 番のむつ市の市民後見人活動支援事業についてなんですけれども、令和元年度から継続の事業なので、実際にこの市民後見人制度を利用されている件数というのは、現状で登録されている市民後見人、たしか 17 名いらっしゃるの、この方々の後見制度の利用状況を教えていただきたいんですけれども。

(事務局)

受講者が 17 名ということについて、本日は確認できる資料を持ってきていませんが、市民後見人をお願いしている方というのは、県内でかなり少数でございまして、基本的には、専門職と言われる弁護士さんのような方々が後見されているような実態が殆どだと把握し

ております。

なかなか市民後見の方に希望される方が、実態としてまだまだ少ないというような状況だと聞いてございます。

(田中委員)

もしも利用状況が分かれば教えていただきたいと思いますと思いまして質問でした。

追加の質問ですけれども、資料 1－3 の 29 番、「資質の向上」という分類になっているんですけど、29 番と 30 番というのが、「資質の向上」という大きな分類の中に入るのは、私は意味がないと思うんですけど。29 番と 30 番というのは、権利擁護ということにも入ると思うんですけど、権利擁護ということで分離していくというものの考えはないんでしょうか。

(事務局)

こちらの分け方は、医療介護総合確保基金の中での分類が決まっていまして、その分類に従って振り分けていますので、権利擁護で一本という形ではなく、「資質の向上」の中の事業として記載させていただいています。

(田中委員)

分かりました。ありがとうございました。

(下田会長)

その他ございませんでしょうか。どうぞ。

(工藤委員)

保健大学の工藤です。

資料 1－2 の一番左端のところ、上の方の四角の中の下に、需要推計では令和 7 年度には 2,447 人の介護人材が不足すると示されています。

施設の整備事業で、この施設の整備事業は、多分、在宅ではなくて、高齢者または要介護高齢者に必要なものとして出てきているとは思いますが、それに伴い、1－3 の参入促進のところの事業を見ていくと、この事業を全部やって参加された方とかが個々の就労に就いたとしても、2,400 人に対して大体 400 人とか 500 人ぐらいにしかならないのですけれども、その辺のトータルでの人材確保、既存の施設とかもありますし、在宅サービスもあると思うのですが、その辺を教えていただければと思います。

(事務局)

介護事業者グループの小野です。

人材の育成については、県社会福祉協議会の人材センターというところがありまして、新規の求職のマッチングですとか、一旦仕事を退職したりしている潜在の介護士さんとか、今まで全く経験がない方が初任者研修等を受けて就職をするという形でマッチングをやっております。

同じように人材センターの活動の中で、小・中学校や養成校にお邪魔したりしまして、介護の重要性ですとか、あるいは、ちょっと今青森にはなくなりましたが、以前あったヨーカドーとかジャスコ、エルムのような人が多く集まるところで、一般の方、子どもさんを連れたお年寄りの方とか、お子さんを連れた家族の方を対象にした介護機器、車いすの体験ですとか、体が不自由な方の体験をするといったことを通じて、今は二世帯、三世帯家庭がなくなって、介護と若い人とが切り離されている状態でありますので、そういったところで介護というのが重要ですよということをPRしたり、そこから人材の募集とかのマッチングをしているというのが、まず1つメインになります。

加えて、新しく入ってこられる方や入ってきた方の資質の向上ということで、いろんな提案をいただいた方から研修を行っているということになります。

あとは、絶対数ではどうしても足りなくなってしまうので、その部分を補うということで、先ほど説明がありましたように、生産性向上、介護テクノロジーの中のロボットであったりICTであったり、あるいはその組み合わせということで、導入することによって残業を減らしたりとか、夜勤の体制を軽くしたりとか、特に若い人については、介護の分野も今はDXとかが入ってきて変わってきているんですよということを進めています。

そして、最後の手段としては、先ほどお話がありましたけれども、外国人の介護人材の受け入れということで、外国の方たちが青森県を選んでくださるように、それから青森県にきた介護の留学生の方も介護の分野に進めるように、あるいは、一旦就職して他県へ出てかないようにということで、生活の支援とか学習の支援とか、県がやっているところであれば、例えばねぶたですとか、冬場のスキーとかスケートとか、青森県らしい文化を体験していただいて、青森県に定着するようというような形で取組を行っているところです。

以上になります。

(工藤委員)

ありがとうございます。

人が不足することに対して、アウトカムでどれくらい参入するかということ掲げられていますので、ICTとか生産性によってトータルでどれくらい必要な人を補っていけるのかなということを感じたこと、新規で施設を増やしても、フルオープンできなくて地域の高齢者の人たちが十分に支援を受けられないということが起こるんじゃないかと思いましたので、質問させていただきました。

ありがとうございます。

(下田会長)

どうもありがとうございました。

他に、どうぞ。

(木村委員)

介護支援専門員協会の木村です。

資料1 - 3の13番とその下にあります斜線を引いているところの提案というか、助言をしたいと思います。

この金額等々のところは全く異論ないのですが、介護生産性向上総合相談センターにおける機能について、お願いがあります。

今回、国庫補助に移っている様々な介護ロボット導入支援事業とか、ICT導入支援事業がありますけれども、この国庫補助の詳細を、国の通知をホームページに貼り付けるだけではなく、どういうふうに使えるものなのか、どのようにしたら補助をもらえるのか、分かりやすく通知していただけないかなということでもあります。

と言いますのは、いろいろな話を聞いていると、補助金はあるのだけど「そういうのあったの？」とか「どうやって申請すれば良かったの？」とか、後で聞くんですよ。

だから、この国庫補助に関して、昨年度決まった国の補正予算のこともそうですし、これからの国庫補助のことも含めて、分かりやすい広報をしていただきたいと思います。

介護支援専門員に関することといえば、ケアプランデータ連携システムというものは全ての介護事業者、在宅側の全ての介護事業者に入っていないと全く機能しないものですので、それに関すること、国の補助要綱の中で、ケアプランデータ連携システムを入れた上で別の事業の補助が受けられるという形と聞いていますので、それらを分かりやすく出していただければいいなと思います。

今、工藤委員から指摘がありましたけれども、生産性向上のところを上手く入れていかないと人材不足を補えないんだろうと考えますので、よろしくお願いいたします。

(下田会長)

他に何かございませんでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(菊池委員)

国保連合会の菊池と申します。

ただ今、木村委員の方からケアプランデータ連携システムのお話が出まして、我々も関わらせていただいておりますので、状況についてお知らせしたいと思います。

このケアプランデータ連携システムですが、利用料が1年間で21,000円かかるんですが、今年の6月1日から来年の5月末まで、利用料0円で利用できるというキャンペー

ンをやることになっていましたので、是非この機会にこのシステムを利用させていただいて、職員さんの負担軽減とか生産性の向上という部分でやってもらえればいいかなと思っております。

詳細につきましては、インターネットで「ケアプランヘルプデスク」と検索していただければ詳細な情報が出ていますので、情報提供ということでお伝えしておきます。

以上です。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

(長根委員)

県社協の人材センターのお話が出ましたので。

今、手元に実績についてのデータを持っておりませんで、十分にお話することができませんけれども、昨年度の実績でも大変低調になっていると思います。重要な企画だと思いますが、社会情勢の影響を受けて難しさがありますので、事業目的を達成するには、特にも熟慮して活動を進める必要があると考えます。

さて、ICT事業に関する御説明がありましたが、ICTを進めて人間的な余裕ができるという状態になっている現場は多くないと認識しています。デジタル化に合わせて仕事の仕方を組み替えるなどの取組も必要で、そのために、現状分析などをできる専門職の指導が必要という問題も出ています。御説明のような効果、現場に余裕が生まれるまでの段階までには、相当に難しさがあり、課題が多いです。これに対して、厚生労働省の老健局長のお話の中でも、デジタル化を推進する中枢人材という表現をされていますが、専門性の高い知識を持つ方に圏域で委託する方法の御紹介がありました。これらの課題に着手する必要性を感じます。検討が必要な課題でしたので、お話いたします。

私の質問の本題、資料3の4ページ、「つくる・つなが・つどいの場の活性化事業」ということについては、厚生労働省も大変力を入れている政策で、中山間地、過疎地では、特に期待をしています。ただ、自治体の姿勢には温度差があると思うので、強力な広報が必要と考えます。もちろん、その自治体だけでなく、地域のことで地域の事業者も協力する必要もあると思いますし、このモデル事業が広がって欲しいと期待します。今後、どのように広報をされるのかと、思っております。

(下田会長)

最後の方は質問でしょうか。事務局、何かございますか、モデル事業の内容等について。

(事務局)

今の「つくる・つながる・つどいの場の活性化事業」のモデル事業に関しましては、資料

3の4ページ、取組1の(2)のことについて、ということによろしかったでしょうか。

(長根委員)

はい。どの部分でも結構ですけれども、私は、つくる、仕掛ける、市町村への仕掛けるところが非常に悩ましく、立ち上げが難しいと思っています。ですから、県が市町村に、いかに働きかけていくか、具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

課長の舘田です。

今、長根委員の方から、例えばということでモデル事業を挙げていただいたのかなと思っています。

モデル事業につきましては、県が今、重点的に取り組んでいるものの1つ、つどいの場への参加をどうかして増やしていきたいということで、声を聴きますと、「行きたい気持ちはあるんだけど、足がない」といった時に、それではその部分を県で何か手助けできないかということで、送迎支援をやってみたらどうかと。ただ、そのやり方を県で広く知らしめるために、まずはモデル地区というものに絞って、青森と県南、新郷の方ですけれども、県の方からある程度(対象を)絞って話を持ち掛けたということではあります。

ただ、あくまでも、つどいの場の事業の場合はということですので、様々な県の事業の中では、モデルというものからスタートして、それを県内に横展開していくものが様々なございますので、どういった形にしろ、まずはモデル事業をやって、その成果を出してもらって、県内に広く進めていくという、簡単に申し上げればそのような形になります。まずはモデル事業でどこまで成果を出せるかというのが大変重要なことになってきますので、モデル対象の事業所さんに預けっぱなしではなくて、モデル事業でやっていく限りは、県の方でも、伴走でもないですけれども、支援をしていくような形でやっていきますし、県内で知らせる時には、様々な媒体で広報というのが非常に重要になってきますので、「こうやって実施したので、あとはどうぞ」と投げるものではなくて、実施した成果を市町村が取り組みやすいような形で、例えばこういった工夫ができるかとか、そういったことを噛み砕いて、市町村なり、あるいは様々な事業者さんなりに広めていくというような形になるかと思っています。

画一的なやり方でこういうふうにとは申しにくい部分ではありますが、やはり、まずはモデル事業をやって成果を出して県内に広めていくというような話にはなろうかと思っています。

(下田会長)

ありがとうございます。

時間も大分進んでいますが、報告事項に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告事項（１）認知症施策推進計画について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

高齢福祉保険課の音喜多と申します。

私の方からは、認知症施策推進計画について、資料２に基づいて御報告させていただきたいと思います。

資料２を御覧ください。

１枚めくっていただきまして、まず経緯になりますけれども、昨年１月１日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されまして、国は認知症施策推進基本計画を策定し、都道府県はその基本計画を基に認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされました。

国の基本計画につきましては、昨年の１２月に策定されまして、「都道府県においては、国で策定する基本計画を基本としつつ、実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるものとする」、また、「推進計画に定める内容が介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、それらを一体のものとして策定することは差し支えないものとする」など、必要に応じて柔軟に運用できることとされています。

２ページを御覧ください。

すこやか自立プランの基本施策の４つ目の方に「認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる環境づくり」という項目がありまして、認知症に関する施策について記載しているところです。

３ページを御覧ください。

国の基本計画の概要とすこやか自立プランの対応状況をお示したものになります。

先ほど御説明した基本施策４つ目の認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる環境づくり以外の項目でも、認知症施策に対応している部分というのがございますので、概ねカバーできているというような状況になっております。

最後のページになりますけれども、県の方向性としましては、概ねカバーできているということもありますので、現行のすこやか自立プランを推進計画に位置づけて策定したいと考えております。

国の方では、年度も終わりになっていますが、年度末までには、計画策定の手引きを作成して周知すると言っておりますので、その手引きも踏まえながら、すこやか自立プランで不足する部分、スライドの３ページ目の三角とかになっている部分について、次期計画に反映させていきたいと考えております。

また、国の方では、認知症の方、御本人や御家族の声を丁寧に聴くことの重要性というのを強く発信しているところでもありますので、本県においても参画のあり方というところを検討していきたいと考えております。

資料２の報告は以上になります。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

ただ今の説明でございます。御質問、御意見があったらお願いいたします。

何かございませんか。

これから国の方でも手引きが出るということで、これがまた具体的なものになると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なければ次に移りましょう。

報告の(2)です。令和7年度当初予算における主要事業についての説明、事務局からお願いします。

(事務局)

高齢福祉保険課の鈴木と申します。

報告事項(2) 令和7年度当初予算における主要事業につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、資料3の1ページを御覧ください。

「高齢者が安心して暮らせる共生社会づくり」としまして、令和7年度当初予算に計上しております事業の主なもの、大きく「介護テクノロジーの推進」、「ノーリフティングケアの普及」、「つどいの場の活性化」の3つとなります。

このうち、1つ目の「介護テクノロジーの推進」につきましては、継続事業として、今年度に引き続き実施するものとなりますが、令和7年度当初予算では、補助率を5分の4として計上しておりまして、補助対象事業者数の拡大を見込んでいるものです。

なお、「介護テクノロジーの推進」と「ノーリフティングケアの普及」など、介護のICT関連事業の詳細をまとめたものが、資料3の2ページと3ページになります。

2ページの右側に、取組1から取組4まで記載しておりますけれども、いずれも継続事業となっております。単年度だけ実施して終わりということではなく、一定期間継続して取り組み、目指す姿の実現に向けて進めていくこととしております。

続きまして、資料3の4ページを御覧ください。

先ほど、御質問でも出ましたが、先ほど、「つくる・つながる・つどいの場活性化事業」につきましてです。

高齢者の健康づくりや社会参加を促進することを目的として、今年度に引き続き実施するものですが、資料右側に記載しております、取組1の(1) つどいの場でのICT活用につきましては、一部拡充と一部新規の取組となります。

具体的には、県シニアゲーム大会について、本大会に加えまして、県内3か所での予選会の開催を予定しておりますほか、認知機能を測定する機械(CogEvo)を用いたe-スポーツの効果を検証する取組を新たに実施することとしております。

主要事業の説明は以上です。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

ただ今の説明ですが、御意見、御質問があったらお願いします。

はい、どうぞ。

(木村委員)

介護支援専門員協会の木村です。

つどいの場の話で、先ほど長根委員からお話があったのですが、課長から送迎支援のお話が出ましたので、これに絡めて、今、介護現場で大変なことが起きているということをお話させていただいて、対策を提案したいと思います。

まず、ケアマネジメントを進める上で、受診同行ということで、訪問介護員（ヘルパー）にお願いするということがあるわけですが、昨今、訪問介護事業所がどんどん閉鎖されていて、身体介護はやるけれども、受診同行はやりませんということで、病院に誰が一緒に行くのかということが、介護現場では今、大変な問題になっているところです。

そこで、対策として、今日の議題にはありませんけれども「あおもり高齢者すこやか自立プラン2024」の中には記載されていたはずですが、いわゆる地域支援事業、介護保険の中の地域支援事業の総合事業の中に訪問Bというのがあります。この訪問Bをいち早く全市町村に取り組んで欲しいということであります。

これは、普通免許を持っている方が、どの車を使うかというのは別として、普通に運転して、買い物または病院に連れて行って帰って来られるというものです。当然、市が事業指定して契約して進めていく、保険をかけるということはあるわけですが。

身体介護の方をプロである訪問介護員（ヘルパー）に担当していただき、誰でもできるとは言いきいかもしれませんが、この訪問Bで買い物に一緒に行きあげるとか、病院に付いていくとかをきちんとやっていくということが、非常に重要だと思うんですね。

40 市町村の中で、たしか藤崎町の介護保険事業計画には訪問Bが書いてあったと思いますが、それ以外の39市町村は、総合事業の訪問Bをやるとは市町村の計画に書いていないんです。計画は途中で変更することも可能になっていますし、保険給付費が下がって、総合事業のところで負担していくということになるので、全体的には介護の事業費は下がるはずなんです。それで、地域の退職された方で運転していいよっていう方々をどんどん取り入れていって、送迎というか、先ほど課長がおっしゃった「足」、送り迎えする仕組みを加速させる必要があるんだろうということでもあります。

その延長線上で、先ほどの話に戻りますけれども、つどいの場の送迎のところもやれるようになっていますので、是非、全市町村に対して、県としてそれをやらしてもらえないかという動きをして欲しいと思います。

また、市町村が保険者ですので、市長会と町村会の委員が本日欠席されていますが、市町村に対して、県として、総合事業の訪問Bを加速的に進めて欲しいということをお願いしたいところです。

以上です。

(下田会長)

ただ今の件ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

課長の舘田です。

ただ今の御意見といたしますか、御指摘をしっかりと受け止めて、どういった形で市町村を動かすことができるかというのは、県から一言喋れば済むというものではありませんので、その辺のところは御相談をさせていただきながら、私共も取り組んで参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

他に意見等はございませんか。

今日の報告はこれで終わりますけれども、何か全体を通して、御意見などありましたらよろしくお願いいたします。

(米田委員)

理学療法士会の米田です。

介護ICTロボット関連は、青森県の若者定着の方でもかなりやっつけていまして、先ほども若者の介護人材の話があったんですけども、やはり年齢を重ねている方々をどう活かしていくかというところと、そういう方は腰痛とか抱えている方が多いので、このICT介護ロボット関連というのは、今回かなり予算も増えていますので、特に力を入れて進めたいです。理学療法士会でも、一般企業の従業員が高齢化して腰痛予防とかで入っていくことがあるんですけども、やはり腰痛予防のところとICTロボットというのをしっかり進めて、先ほど木村委員や長根委員からもご意見があったように、シルバー人材とかいろんな人材を含めながら進めていくと、介護の不足というところで、少し見えてくる部分もあるのかなと感じました。

以上です。

(下田会長)

他に何か最後ありませんか。

どうぞ。

(平川委員)

先ほどから出ていますテクノロジーとか生産性向上のところなのですが、私も生産性向上相談センターのアドバイザーをやらせていただいているところがありまして、このテクノロジーの推進というのは凄く大事なことだと思うんです。一方で、正しく使われないと、正しい理解がついて回らないと、結局のところ推進していけないということになると思うので。どうも展示会の様子を見ると、「じゃんじゃんレンタルを」とか、「こんな機器どうですか」と言って理解が進まないまま導入を勧めるようなところも若干見受けられる気がする。まずは使ってもらってというのが大事なんですけど、適正化というところも押さえた状況で普及を図ってもらいたいなと思います。

相談センターもその役割を担っているのですが、来る相談があまりにも不適とか、とりあえずとか、お薦めされたからまず使ってみたいとか。結局、使ってみてそうでもない最初の印象が悪くなって、その後続かなくなってしまうみたいなのところも、併せて見ていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

他に何かございませんか。どうぞ。

(川野委員)

青森県看護協会の川野と申します。

人材確保のところでは私共も非常に苦労しているところですが、マッチングの事業の内容のところでは、求人ニーズ把握というところなんですけど、あくまでも求人側のニーズというところに視点を置かれていると思います。

私共もナースセンター事業をやっていて、今はちょっと視点を変えなきゃいけないと思ってやっています。というのは、求職側のニーズ、どういった働き方だったら働けるというような視点というのが大事かなと思いますので、共通の課題を持つ者としての意見です。

以上です。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

他に何かございませんか。

なければ終わりますけれども、最後に、村上（秀）委員から、介護・医療のことについて一言だけお願いします。

(村上(秀) 委員)

今日は老人保健施設協会から出させていただいております、村上でございます。

いつも木村委員や下田委員とお話をするんですが、それぞれの場所でそれぞれのいろいろなことがある、その時に、特に木村委員といつも話をするんですけど、介護の方であっても、あるいはヘルパーさんであっても、少し医療の内容を勉強しながらやっていただきたいというのが、我々医者側からの1つ要望でございます。

それから、今日は各所から皆さんがお集まりになっているものですから、殆どが御自分の場合の各論なんですよ。やはりせっかくお集まりになったんだから、工藤委員みたいに総論をお話しながら、それを青森県ではどういう方向にしていくか、そんな話をしてまとめたと思っています。

おそらくは、下田委員も、各論のお話を聴いてどうまとめるか、課長さんも悩んだんじゃないかと思いますが、この後も我々も御協力していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

(下田会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終了といたしますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

事務局にマイクをお返しします。

(司会)

下田会長、ありがとうございました。

最後に課長の舘田から御挨拶を申し上げます。

(舘田課長)

課長の舘田です。

本日は、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

いただいた声をもとに、各種施策を推進して参りたいと思っております。

委員の皆様方には、引き続きの御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの閉会の御挨拶といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(司会)

それでは、これをもちまして令和6年度第2回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会を閉会いたします。

